公共調達検討委員会報告書についての意見募集結果

1. 意見募集期間 平成19年5月11日(金)から平成19年6月10日(日)まで

2. 意見提出者数 36者

3. 提出方法 電子メール15者、持参3者、郵送10者、ファクシミリ8者

4. 主なご意見の内容 別添のとおり

貴重なご意見をありがとうございました。

番号	項目	内容(抜粋)
1	・総合評価方式 ・低入札対策	・行政手続きのロードマップを県民に早急に提示すべき。
2	・報告書の対象事案	・建設工事以外の測量設計、物品購入、保守点検業務の調達も記載すべき。 ・公共事業が減少する中、建設業者の職種転換、雇用促進にも、踏み込んで検討され るべき。
	・総合評価方式	・価格逆転が発生した場合、その逆転価格差分の貨幣換算価値について納税者に説明できる内容となっていない。 ・「簡易型」の限定採用という姿勢は大変評価すべき。
3	・透明性の確保	・予定価格を前もって情報公開することは、かえって談合を助長する。
	・不良不適格業者の排除 ・一般競争入札の拡大 	・業者の登録内容について実態を調査し淘汰すべき。 ・談合防止策として、一般競争入札のどこで基準を決めるか。他府県の業者に食い荒らされないように。
4 5	・一般競争入札の拡大	・条件の見直しを実施して頂きたい。(下請けの施工実績を認める。地域規制を外す。) ・業者からの協議事項を受け付ける期間を設ける。
	・電子入札の導入	・全案件を電子入札にしていくべき。 ・電子入札のバックアップ機関のような組織を設ける必要がある。
	・総合評価方式・業者評価 (ランク付け)	・ほとんどの案件は総合評価方式を採用せず一般競争入札で行って頂きたい。 ・評価組織の強化充実が急務であり、評価評点の詳細な結果公表が必要。
		・評価点について、施工実績、地域への貢献、保有機材等を調査確認し、公平な評価 に値するような透明性のある公表が必要。業者の意見が反映されるよう提言協議等が なされるものにして頂きたい。
	・地域要件の設定 ・コンプライアンス評価	・地域要件の緩和は、工事の内容、工種により適正に緩和拡大すべき。 ・評価基準に災害対策、復旧における体制に有無を考慮する。評価前に評価内容を公表すべき。
	・成長する企業へのインセンテ ィブの付与	・下位ランク業者の上位ランク工事への参入についても、能力を考慮した上で考える 必要がある。
	・JVのあり方 ・入札参加業者の協力による談	・目的として、県内業者の技術力の向上が図れる制度のあり方が必要。
	合防止策 ・透明性の確保 	・予定価格のみの公表とし、最低制限価格の公表を撤廃する。 ・入札条件の設定理由、入札結果の詳細を公表し、質疑応答機関の常設を考えて欲し い。
	・不服申立て手続の整備	・簡単な手続きで透明性のある回答が必要であり、組織として常駐組織であることが 必要。早急に整備機関を設置して頂きたい。
	・人材確保、組織強化	・発注者側の評価、審査において、施工、積算、管理能力の向上が望まれる。
6	・報告書の対象事案	・トップを監視する、もしくは官製談合に対しての取組が見あたらない。業者ばかり に監視装置を付けて評価されいる。

番号	項目	内 容(抜粋)
7	・業者評価 (ランク付け)	・ランク付けについて、個人と法人を分けてランク付けをしては如何か。
8	・一般競争入札の拡大	・大前提として不良不適格業者の排除と建設業法遵守の徹底を図るべき。そのために
		はマンパワーが必要である。
	・総合評価方式	・評価値の配点基準と実際の採点運用の工夫が必要である。
	・業者評価(ランク付け)	・県独自の評価要素のウェイトを高めるという考えは支持する。
	・JVのあり方	・JV工事の総合評価方式は、配点基準で地元業者を優遇して頂きたい。
	・コンプライアンス評価	・災害復旧への貢献は、協会との協定という形でなく個々の企業の緊急連絡体制の整
		備や重機の保有台数、雇用作業員数等を評価すべき。
		・環境への配慮は、産廃法規に違反があったら厳重なる処罰が必要である。 ・労働安全衛生確保のための体制整備は、労災上乗せ保険の加入状況を評価基準の一
		・分割女主角主催保のための体制整備は、分叉工業は保険の加入状況を評価基準の一 つにしてはどうか。
		フにしてはとうが。 ・雇用や労働福祉への配慮は、正社員の雇用人数や平均給与レベル、退職金制度の有
	・入札参加業者の協力による談	・公正取引委員会の自主申告制度と同じであり、県レベルではどうかと考える。
	合防止策	
	・不服申立て手続の整備	・不服申立て手続について、入札関係だけでなく工事施工時や精算時にも拡大して欲
	1 312 1 ± 4 3 450 5 ± 46	しい。
	· 人材確保、組織強化	・発注者側の監督員の技術カアップと意識啓蒙が必要。業者側も発注者側の監督員の
		技術力や考え方、対応等を評価できる仕組みを作ることを提案する。
	・不良不適格業者の排除	・徹底した不良不適格業者の排除を行う。
		・経営事項審査のチェックの強化、警察当局と徹底したチェックを加え暴力団関係企
		業の規制、営業所や現場の技術者の専任制を徹底し建設業法運用の例外なき徹底、税
		金や厚生年金等の滞納チェック等を行う。
	・透明性の確保	・予定価格の非公表化。
	・低入札対策	・国交省のように評価点数で付加を与えるなど何らかの形で抑制させる仕組みが必要
	・その他	である。
		一・舗装工事や港湾工事など専門工事の参加資格は、過去の経緯を断ち切りゼロベース
		で見直す必要がある。 ・より現場状況に適合した工事費の積算を望む。
9	・透明性の確保	<u>・入札改革に対する本庁と出先機関の意識のずれがかなりあるように感じた。</u> ・指名業者を地元業者に固定せず、指名業者の公表しない。
	・入札参加業者の協力による談	・調石業者を地元業者に固定とす、指石業者の五衣しない。 ・談合情報等が寄せられるような灰色業者は2年間の指名停止にする。
	・ 八礼 多加 乗 旬の 励力 による 誠合防止策	
	ロじエネ ・その他	・県の談合防止の取組を県下の自治体に指導する。
	・コンプライアンス評価	- 紫の殿口防止の坂間を黒下の目が体に指すする。 - 労働安全衛生確保のための体制整備については、同感である。その評価に際しては
' `		労働安全衛生コンサルタントの活用されることを提案する。

番号	項目	内容(抜粋)
1 1	・不良不適格業者の排除	・自社で技術者を持たず工事を丸投げしているような業者の排除に力を入れて欲しい。
	・一般競争入札の拡大	・一般競争入札の条件の決定は、一定の規則性と決定までのプロセスの公開により透
		明性を高める必要がある。
	・業者評価(ランク付け)	・工事評価点数については、検査員の主観にとらわれない客観的な検査のルール作り
		が必要であり、検査員に対する講習、資格制度等の整備に取り組んで欲しい。
	・その他	・報告書に記載されているとおり「税金をいかに効率よく社会資本整備に投資するか」
		が重要と思う。できれば発注者と請負業者双方の実務者レベルの研究会等を立ち上げ
		ればいいと思う。
1 2	・コンプライアンス評価	一、雇用や労働福祉への配慮の項目において、「少子化」や「男女共同参画」に対する
4.0	***************************************	企業姿勢を評価の要素にすることは、時代に適応するものと考える。
1 3	・業者評価(ランク付け)	・資格要件の設定と開示を行い、安全かつ満足のゆく施工可能な業者か否かを原点に
		立ち返り、厳正な再調査にて「入口」で絞り込みをするよう希望する。
	・一般競争入札の拡大	・技術要件の設定次第で落札業者を特定することも可能な故、官製談合の温床となる
	 ・総合評価方式	可能性がある。 、総合証価方式の道入に際しては、発注者側の人品球保と技術スキル向上が不可降を
		・総合評価方式の導入に際しては、発注者側の人員確保と技術スキル向上が不可避あ る。
	 ・コンプライアンス評価	る。 ・公的機関からの表彰及び感謝状の受賞や世界3大奉仕団体(ロータリー、ライオン
	・コンフライアンス評価	て
		たら如何か。
		・建設機械設備投資の状況を評価する場合、投資額等適正な評価をお願いする。また、
		環境対策を施した機械設備に関しては $+\alpha$ の加点を講じたらどうか。
		・営業年数と法令遵守も評価対象にすべき。
1 4	・地域要件の設定	・全国の全ての業者が参加できるシステムは理想であるが、現段階では地域要件は必
		要である。地域の業者育成や地域の業者が施工する方が社会的、経済的に有利な場合
		等メリットも考慮すべき。
	・コンプライアンス評価	・防災活動の貢献度を重要視すべき。
	・その他	・指名競争入札、随意契約の適正な運用を期待する。
15	・一般競争入札の拡大	・段階的に行う方が混乱が生じるのが少ない。
	・その他	・建設業者の実情や意見を聞いて改革に取り組んで頂きたい。
		・発注者よし受注者よし県民よしで、良質で安価な公共工事をともに協力しながら作
		っていきたいものだ。

番号	項目	内容(抜粋)
1 6	・地域要件の設定	・地域間の壁の緩和を導入するならば、機会均等の立場から当該クラスの員数も十分 考慮されたい。
	・低入札対策 ・コンプライアンス評価	・最低制限価格を公表しないようにすればどうか。 ・防災協定を結んでいる組合員については、応急処置に協力した業者が下位ランクへ
	・一般競争入札の拡大	の入札参加を認めるなど、もっと目に見える形での制度を考えて頂きたい。 ・施工実績の条件については、下請実績も認めて頂きたい。 ・上位ランクの入札参加範囲の拡大をお願いする。
4 =	ィブの付与	
1 7	(建設工事以外の調達に関する 意見)	
1 8	・その他	・談合のみに目を奪われることなく、公共事業が果たしてきた地域経済の役割を考慮し、過当競争で適正な収益さえも得ることができず、地域の中小企業が資本力で淘汰され、地元中小企業に働く県民の生活基盤が奪われることのないような制度設計をおり願いする。
19	・一般競争入札の拡大 ・地域要件の設定 ・その他	・一般競争の拡大、地域要件、金額要件の緩和については、地元市町村、業界等の状況、意見等を見ながら段階的に順次拡大を行う。 ・新しい制度、方針を出す場合は、各振興局、建設部長の意見も十分聞き、業界の実情の把握に努め、業者の経済観念、コスト概念を持つべき。 ・報告書に記載されている「県民生活の基盤となる社会資本の整備を品質と安全性を
		維持しつつ、可能な限り安価に行うことにある。」とのとおり制度改革の目的意識をしっかり認識し、どう変えれば和歌山県全体が良くなるかという視点に立って議論して欲しい。 ・分割発注の経費は設計額に見合った率を適用すべき。 ・設計がきちんとできていること、設計変更等で監督員が適正な判断を速やかに行うこと、工事着手のあたり地元対策等が全て終わっていることが、今後ますます(発注者に)強く求められる。
20	・コンプライアンス評価	・ある程度の主観的判断も必要であり決して形式評価になってはいけない。 ・狭義のコンプライアンスは、社長名で県に対して法令遵守の誓約書を出させたらど うか。また、暴力団等反社会的勢力との関わり防止対策は、とにかく現有するそのよ うな会社を排除する実績を上げることが最大の抑止力になる。 ・災害復旧への貢献は、県の緊急工事の出動件数を評価したらどうか。
	・その他	・環境への配慮は、建設廃材等を自社や関連会社でリサイクル化していることを評価要素としてはどうか。また、県独自で産廃法規や環境保護に関し、技術者の試験制度を導入し、その合格者数を評価項目としてはどうか。 ・労働安全衛生確保は、法定外労災の上乗せ額の絶対値を評価要素としてはどうか。 ・雇用や労働福祉への配慮は、正社員の雇用人数や県平均給与との比較等を評価要素としてはどうか。 ・指名停止の基準を厳格化すべき。

番号	項目	内容(抜粋)
21	・一般競争入札の拡大	・条件となる施工実績は下請けの施工実績を認めるべき。
3 2	 ・電子入札の導入	│・他府県の業者が入札から外れる制度を導入して頂きたい。 │・全案件を電子入札にしていくべき。
		・電子入札のバックアップ機関のような組織を設ける必要がある。
	一・総合評価方式、「「ハイ」、	・ほとんどの案件は総合評価方式を採用せず一般競争入札で行って頂きたい。
	・業者評価 (ランク付け)	・評価組織の強化充実が急務であり、評価評点の詳細な結果公表が必要。 ・評価点について、施工実績、地域への貢献、保有機材等を調査確認し、公平な評価
		・
		なされるものにして頂きたい。
	・地域要件の設定 ・コンプライアンス評価	・地域要件の緩和は、工事の内容、工種により適正に緩和拡大すべき。
	・コフフライアフス評価	・評価基準に災害対策、復旧における体制に有無を考慮する。評価前に評価内容を公 表すべき。
	・成長する企業へのインセンテ	・下位ランク業者の上位ランクエ事への参入についても、能力を考慮した上で考える
	ィブの付与	必要がある。
	・JVのあり方・スト会加業者の協力による談	・目的として、県内業者の技術力の向上が図れる制度のあり方が必要。 ・効果があるとは考えにくい。談合をした場合の罰則強化の方が効果がある。
	合防止策	
	・透明性の確保	・予定価格のみの公表とし、最低制限価格の公表を撤廃する。
		・入札条件の設定理由、入札結果の詳細を公表し、質疑応答機関の常設を考えて欲し い。
	・不服申立て手続の整備	・簡単な手続きで透明性のある回答が必要であり、組織として常駐組織であることが ・
		必要。早急に整備機関を設置して頂きたい。
	一・人材確保、組織強化	・発注者側の評価、審査において、施工、積算、管理能力の向上が望まれる。
	・不良不適格業者の排除	・工事の進捗過程で施工能力等を明確な採点方法により採点し、標準点に達しない場 合は契約の排除や指名停止処分という制度を導入して頂きたい。
22	│・一般競争入札の拡大 │・総合評価方式	・公平な条件を設定し一定の業者ばかりの入札にならないようにお願いする。 ・総合評価方式での入札は反対である。
	・純ロ評価刀式 ・地域要件の設定	・総合評価ガスでの人権は反対である。 ・地元業者における災害時等の利点を考慮した形でお願いする。
	・成長する企業へのインセンテ	・業者の淘汰につながらないよう十分気を付けて欲しい。
	ィブの付与	
	・JVのあり方 ・透明性の確保	・県内業者の発展を目的とした制度として頂きたい。 ・公平な透明性のある情報、評価結果等のインターネット上での公表を期待する。
	・ 透明性の確保 ・ 不服申立て手続の整備	・外部からの人材の活用等の方法を駆使して早急に組織づくりを行って欲しい。
23	・報告書の対象事案	・建築設計監理業務等の公共調達についても、その重要性から市民に説明しておく必
2 4		要があり、今回の報告書に明記して欲しい。

番号	項目	内容(抜粋)
25	・不良不適格業者の排除	・不良不適格業者や反社会的勢力癒着企業の排除を徹底し、真面目に設備投資を行い、 人員を雇用する企業が生き残れる可能性のある入札制度として頂きたい。
26	・新入札制度の公表、運用	・新入札制度を公共調達検討委員会に諮問し、県当局並びに参加業者にとって妥当な 制度になっているかを検証し結果を公表して頂きたい。 ・県内各自治体に対してどのような指導を行っていくのか。
	・透明性の確保・低入れが無	・予定価格については、未公表にして頂きたい。 ・低価格入札への対応をより適正に実施し、歯止めをかけて頂きたい。
	・人材確保、組織強化	・発注者責任をより明確する制度、体制を構築し運用して頂きたい。
27	・一般競争入札の拡大	・入札条件設定根拠の明確化及び下請実績の加味などを踏まえた制度改革を行って頂 きたい。
	・電子入札の導入 ・総合評価方式 ・地域要件の設定 ・業者評価 (ランク付け)	・有効な手段と考えるが細かな指導を行い不備のないものにするべき。 ・本当に提案を必要とする工事かの見極めを確実に行って頂きたい。 ・段階を踏まえての地域要件の撤廃には賛成である。 ・公平な審査、評価を行い透明性のあるものにして頂きたい。
	・コンプライアンス評価 ・成長する企業へのインセンティブの付与	・災害対策、復旧についてのコンプライアンス評価は取り入れるべき。 ・ランク間での参入については、お互い不具合の起こらないよう慎重に検討し考えて いくべき。
	・JVのあり方 ・不服申立て手続の整備	・業者から業者への技術移転を考慮したうえで、県内業者にとって意義のある制度にして頂きたい。 ・第3者的な機関を設け公平な判断のもとで処理して頂きたい。
	・人材確保、組織強化	・外部からの人材の活用を含め、制度改革が意義のあるものになるよう進めてもらい たい。
28	・一般競争入札の拡大 ・電子入札の導入 ・総合評価方式	・入札条件について下請実績を考慮すべき。 ・電子入札導入に対する官民の体制の確立を考えて頂きたい。 ・特に導入する必要はない。
	・地域要件の設定 ・業者評価 (ランク付け) ・コンプライアンス評価	・地域要件の緩和、撤廃に関して報告書の内容については賛成である。 ・形式的な審査でなく、公平で納得できるようなものをお願いしたい。 ・災害に対して迅速な対応ができる業者については評価すべき。
	・成長する企業へのインセンティブの付与 ・JVのあり方	・提言の内容では下位ランク業者が阻害される可能性がある。 ・県内業者で施工できる業者があるならば単独でも入札参加できる制度とし、県内業
		者の技術力向上を目的として考えるべき。 ・談合防止に協力した違反業者への減免については効果があるようには思われない。
	・不服申立て手続の整備 ・人材確保、組織強化	・常に組織として設置しておく必要がある。 ・人材確保と評価、審査制度の確立を早急に行って頂きたい。

番号	項目	内容(抜粋)
29	・業者評価 (ランク付け)	・保有機械、技術者数など能力に応じたランク付けをして頂きたい。
	・一般競争入札の拡大	・品質、技術の評価、審査を踏まえた一般競争入札を切に願う。
	・その他	・健全な業者が公共工事受注業者として生き残れるような制度に変えて頂きたい。
30	・一般競争入札の拡大	・品質、技術面での評価、審査の方法について業者側が十分納得できるような方法で
	売ファ +1 の送っ	お願いしたい。評価方法も業者の意見を反映して頂きたい。
	・電子入札の導入	・中小企業規模の業者では導入コスト、操作維持コストが負担となるので救済措置考
		慮して頂きたい。 ・評価方法が従来と同じであれば進歩がないので新たに検討されたい。
	・総合評価方式 ・業者評価 (ランク付け)	
	・地域要件の設定	・どのような項目、方法で評価されるのか事前公表して欲しい。 ・災害対策の必要性に応じて地域要件を残すことも考えるという提言には賛成。
	・成長する企業へのインセンテ	- ・上位ランク業者の下位ランクエ事への参入による弊害が下位ランク業者に対して発
	イブの付与	生する。
	・入札参加業者の協力による談	エッる。 ・談合防止に協力した違反業者への減免というのは、効果があるとは考えにくい。罰
	合防止策	則の強化の方が効果がある。
	・不服申立て手続の整備	・簡単な手続きで透明性のある回答ができる組織が必要で、常設組織として設置して
		欲しい。
3 1	・コンプライアンス評価	・適切な工事を施工した事業者が受注機会に恵まれるインセンティブが望まれる。
		・他分野と連携した事業を進めた実績について正当な評価が望まれる。
		・コンプライアンスに関し県が取り上げる講習会への参加実績の高い評価が望まれる。
		・「エコアクション21」等環境保全の取組への高い評価が望まれる。
	番号21と同一内容	
33	・一般競争入札の拡大	・品質、技術の評価、審査の方法について業者が納得できるような方法を採用して頂
	南フュ # の道コ	きたい。下請実績についても施工実績として考慮して頂きたい。
	・電子入札の導入 ・総合評価方式	・業者の規模によっては維持管理にかかるコスト等も考慮して頂きたい。 ・現行の評価方法では業者が納得できない部分もあるので、評価方法の再検討をお願
	・荷口評価リス	・現行の評価方法では乗台が納得できない部方もめるので、評価方法の再快割をお願しいしたい。
	・地域要件の設定	いしたい。 ・地域要件の撤廃を目指す中で、災害対応等の観点を踏まえて進めるということにつ
	地场安计划政定	いては賛成である。
	・コンプライアンス評価	・形式審査に偏りがないようにするという提言に賛成である。
	・成長する企業へのインセンテ	・上位ランク業者の下位ランク工事への参入により下位ランク業者に弊害がでないの
	ィブの付与	か疑問がある。
	・JVのあり方	 ・施工内容を考慮した上で、できる限り県内業者の能力発展につながるような制度を
		構築して頂きたい。
	・入札参加業者の協力による談	・提言に賛成であり、ペナルティーの強化についても考慮すべき。

番号	項目	内 容(抜粋)
3 4	・一般競争入札の拡大	・条件となる施工実績は下請けの施工実績を認めるべき。
	高ファ +1 の送り	一・他府県の業者が入札から外れる制度を導入して頂きたい。
	・電子入札の導入	・入力完了段階で入力チェックシステムを導入して頂きたい。
	,	・電子による詳細閲覧ができる方法を導入して頂きたい。
	・総合評価方式 ・地域要件の設定	・ほとんどの案件は総合評価方式を採用せず一般競争入札で行って頂きたい。 ・地域要件の緩和は、工事の内容、工種により適正に緩和拡大すべき。
	・ロンプライアンス評価	・昭母安片の機和は、工事の内台、工権により過止に機和拡入すべる。 ・緊急時に迅速な対応をすることが出来る業者を公平な評価をして、県と協定を結ん
		「
	・入札参加業者の協力による談	
	・透明性の確保	・予定価格のみの公表とし、最低制限価格の公表を撤廃する。
	・不服申立て手続の整備	・簡単な手続きで透明性のある回答が必要であり、組織として常駐組織であることが
	, , <u> </u>	必要。早急に整備機関を設置して頂きたい。
	・人材確保、組織強化	・発注者側の評価、審査において、施工、積算、管理能力の向上が望まれる。
	・不良不適格業者の排除	・工事の進捗過程で施工能力等を明確な採点方法により採点し、標準点に達しない場
		合は契約の排除や指名停止処分という制度を導入して頂きたい。
3 5		・監理技術者(1級施工管理技師)を重視した方向性で制度を考慮して欲しい。
	・不良不適格業者の排除	・経営事項審査の各数値の徹底チェックの実施。
2.6	・低入札対策	・低入札価格調査の方法を適正かつ厳格な調査を行い、最低制限価格の廃止を行う。 -
3 6	・一般競争入札の拡大 ・電子入札の導入	・賛成である。ただし、条件に関しては見直しの必要がある。 ・指導教育面でのバックアップも考慮して頂きたい。
	・総合評価方式	・
		の入れるメリットは少ない。
	・業者評価 (ランク付け)	・業者の意見を反映した形で制度を作って頂きたい。
	ー・コンプライアンス評価	・災害に対する対応力を見極めその評価を反映することは必要だと考える。
	・成長する企業へのインセンテ	
	ィブの付与	ない。
	・入札参加業者の協力による談	・提言に賛成でペナリティーの強化を行うべき。
	合防止策	
	・不服申立て手続の整備	・発注者側、業者側双方自由な意見交換が行えるように専門機関の設立を考えて頂き
		たい。